

## 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 【解説】

・本条は、この条例を制定する目的が、「ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図る」ことにあることを明らかにするものです。

### (定義)

第2条 この条例において「児童」とは、年齢が18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者又は20歳未満で規則で定める学校に在学している者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する養育里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

### 【解説】

本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものです。

<第1項関係>

- ・本項では、本条例における「児童」の意味する定義を規定するものです。「児童」とは、18歳の誕生日以後の最初の3月31日までにある人、20歳未満で規則で定める障害の状態にある人、または、20歳未満で規則で定める学校に在学している人のことです。

<第2項関係>

- ・本項では、本条例における「ひとり親等家庭」の意味する定義を規定するものです。「ひとり親等家庭」とは、第1号から第5号のいずれかに該当する児童を監護する家庭をいいます。「監護」とは児童を保護し、精神面から児童の生活について配慮し、物質面において日常生活において児童の衣食住などの面倒みていることと解され、親権の有無、同居を要件とはしていません。

<第3項関係>

- ・本項では、本条例における「養育者」の意味する定義を規定するものです。父母が死亡した児童、または、父母が監護しない児童と「同居して、これを監護し、かつ、生計を維持する者」であり、父母及び養育里親以外の者をいいます。

- ・「同居」とは、原則として起居をともにして、住民票を同一にしていることや生計同一関係にあることをいいます。「生計を維持する」とは児童の生計費のおおむね大半を支出している場合をいいます。

<第4項関係>

- ・本項では、本条例における「父」「配偶者」「婚姻」の意味する定義を規定するものです。
- ・「父」とは、母が児童を妊娠した当時は婚姻の届出をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様の状態にあった人を含みます。
- ・「配偶者」とは、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の状態にあった人を含みます。
- ・「婚姻」とは、婚姻の届出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の状態である場合を含みます。

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものであって、規則で定める社会保険各法の規定による被保険者若しくは組合員又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が扶養する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による支援給付を受けている者

(2) 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者

(3) 大和市心身障害者医療費助成条例(昭和 47 年大和市条例第 41 号)による助成を受けることができる者

#### 【解説】

##### <第 1 項関係>

- ・ひとり親家庭等医療費助成を受けることができる対象者について規定しています。
- ・医療費助成を受けることができる対象者は、大和市に住所があるひとり親家庭の父又は母とその者が監護する児童、養育者とその養育者が監護する児童で、国民健康保険法等の社会保険各法に規定する保険者と被扶養者です。

##### <第 2 項関係>

- ・ひとり親家庭等医療費助成を受けることができない対象者について規定しています。生活保護法による医療扶助、児童福祉法による措置費等他の法令により医療費が助成される人は、ひとり親家庭等医療費助成の対象外になります。

#### (所得の制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の 1 月 1 日から 1 年間は対象者としません。

(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするもの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は規則で定める

その他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては、前項の規定を適用しない。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

#### 【解説】

・医療費助成を受けるには、所得に制限があります。所得の制限額以上の場合、所得があった年の翌々年の1月1日から1年間は、医療費助成を受けることができません。

#### <第1項 第1号>

・ひとり親家庭等の父又は母及び養育者の前々年の所得が、その人の所得税法に規定する同一生計配偶者や扶養親族、その人の扶養親族でない児童で12月31日において生計を維持していた児童の有無や人数によって、規則で定める額以上の場合、医療費助成を受けることができません。

#### <第1項 第2号>

・ひとり親等の配偶者の前々年の所得またはひとり親等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親と生計を同じくするもの前々年の所得が、その人の前々年12月31日において生計を維持した扶養親族の有無や人数によって、規則で定める以上の場合、医療費助成を受けることができません。

#### <第2項>

・前項の規定に関わらず、震災、風水害、火災などの災害により、ひとり親等本人又は所得税法に規定する同一生計配偶者、若しくは扶養親族の所有する住宅、家財又は規則に定めるその他の財産の被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた月から翌年の12月31日まで、その被害者の所得については、前項の規定を適用しません。

#### <第3項>

・第1項に規定する所得の範囲やその額の計算方法は規則で定めています。

(医療費の助成)

第5条 市長は、対象者の疾病又は負傷について社会保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費(診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)によって算定された額又は当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合におけるその算定方法によって算定された額を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定により対象者及び対象者に係る社会保険各法による世帯主又は被保険者その他これに準じる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

【解説】

- ・助成の額は、医療費のうち、保険診療分から、次の額を差し引いた額となります。
- ① 高額医療や家族療養附加給付金など、保険給付と併せて給付を受けることができるもの。
- ② 養育医療、育成医療や小児慢性特定疾患医療など他の公費医療制度の給付を受けられる場合の給付限度額
- ③ 入院時食事療養費や入院時生活療養費の標準負担額

(医療証の交付)

第6条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

【解説】

- ・医療費の助成を受けようとする場合は、規則で定める書類を添えて市へ申請をし、ひとり親家庭等医療費助成の医療証の交付を受ける必要があります。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、直接ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

【解説】

<第1項>

- ・対象者は、医療証を医療機関や薬局に提示することで、保険診療の自己負担分を支払わずに診

察や投薬を受けることができます。

<第2項>

- ・医療証の申請後交付を受けるまでに受診した場合、神奈川県外の医療機関を利用した場合、他の医療給付制度の適用があるため医療機関で医療証が使えない場合、または、受診の際医療証を忘れた場合などは、対象者が医療機関等に医療費を支払い、後日市へ還付請求することで助成額を直接受け取ることができます。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第3条に規定する対象者としての要件を欠いたとき又は第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、市長に届け出なければならない。

【解説】

<第1項関係>

- ・婚姻等の理由によりひとり親家庭等の要件を満たさなくなった場合、または、住所、氏名、加入している健康保険やその家庭に属する対象者などが変更になった場合は、速やかに手続きしなければなりません。

<第2項関係>

- ・ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況を、毎年届出する必要があります。ただし、児童扶養手当受給者が継続して手当を受けるときは、届出を省略できます。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるときは、助成をした額の全部又は一部を返還させることができる。

【解説】

- ・この医療費の助成を受けるに当たり、不正の行為があった場合は、市はその者へ助成額の返還を求めることができます。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

**【解説】**

- ・この医療費助成を受ける権利は、対象者本人にのみ与えられるものなので、その権利を譲渡することや担保に供することを禁止しています。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

- ・この条例に規定する内容で、さらに詳細に規定する必要がある事項については、「大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則」の中で定めています。